

開成町公共建築物における木材の利用の促進に関する方針

(趣旨)

第1 この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、神奈川県が定めた「公共施設の木造・木質化等に関する指針（平成23年12月22日改正）」に即して、町内の公共建築物の整備において県産木材をはじめとする木材の利用促進を図るため、法第9条第2項に掲げる必要な事項をこの方針に定める。

(用語の定義)

第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「町有施設」とは、町が事業主体となり建築する公共の用に供する建築物及び工作物をいい、広く町民一般の利用に供されるものをいう。
- (2) 「町有建築物」とは、町有施設である建築物をいう。
- (3) 「町有工作物」とは、公共施設である工作物をいう。
- (4) 「木造化」とは、建築物の柱、はり、けた、小屋組み又は壁等の全部又は一部を木造とすることをいう。
- (5) 「木質化」とは、建築物の内装又は外装における木材利用及び備品等における木材利用をいう。
- (6) 「県産木材」とは、神奈川県内で生産された素材並びに当該素材を材料とする製材品及び木製品をいう。
- (7) 「品質認証材」とは、かながわブランド県産木材品質認証制度の定める品質基準を満たし、認証された県産木材をいう。

(木材利用の意義)

第3 町有建築物の木造化、木質化等における木材利用については、次の意義を有することを踏まえて取り組む。

- (1) 木材の利用を通じた森林の伐採、植林及び保育による木材の持続的生産の促進と森林の持つ公益的機能の維持及び増進への寄与
- (2) 再生利用が容易な木材を原材料として使用している環境物品等の調達の促進
- (3) 調湿性に優れ、高い断熱性を有し、又は人に対するリラックス効果がある等、木材の特性を生かした快適な公共空間の創出
- (4) 炭素固定機能を有し、加工及び輸送に必要なエネルギーが他の原料

に比べて少ない等、木材の特性を生かした環境への負荷の低減

(町有施設における木材の利用の目標)

第4 町有施設における木材の利用の促進のための施策に関する目標は次のとおりとする。

- (1) 町有施設及び町有建築物は木材利用の促進を図る。
- (2) 町有施設の整備にあたっては、可能な限り木材を利用した方法を採用し、県産木材を使用するよう努めるものとする。
- (3) 町有施設において使用される備品（机、いす、書棚等）及び消耗品（文房具等）については、木材を原材料として使用した物を利用するよう努めるものとする。
- (4) 木造化を促進すべき町有建築物の範囲は、建築基準法（昭和25年法律201号）その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物とする。

(県産木材利用の推進)

第5 県産木材の利用の促進に関し必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 開成町が行う町有建築物の整備及び町有工作物等については、関係法令や県産木材での建築が困難である等の制約を受ける場合を除き、可能な限り県産木材を利用するものとする。
- (2) 開成町が行う町有建築物の整備における県産木材の使用にあたっては、可能な限り品質認証材以上の品質、規格、性能を有するものを使用するものとする。
- (3) 開成町が行う町有建築物の整備における県産木材の使用にあたっては、素材供給段階における産地証明書を添付させ、県産木材であることを竣工検査時に確認するものとする。

附 則

この方針は、平成28年12月5日から適用する。